災害時におけるボランティア活動支援要綱

（目的）

1. この要綱は、大阪府域において地震・台風などによる大規模な災害が発生した場合に、府内外から

のボランティアが、被災地等において円滑にボランティア活動ができるよう、その活動環境の整備を図

る「災害時におけるボランティア活動支援」に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の要請）

第2条　大阪府（以下「府」という。）は、災害が発生し、ボランティアによる支援活動が必要と認めたときは、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）に設置している府社協災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）に災害時の活動を開始するよう要請する。

2　前項の要請は、府社協に対し文書により行うものとする。ただし、急を要するときはこの限りではない。

（活動内容）

第3条　この要綱の対象となるボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

（１）被災者に対する炊き出し

（２）救援物資の仕分け・配付

（３）避難所運営

（４）高齢者・障がい者などの要配慮者への援助

（５）外国人に対する支援

（６）被災住宅に対する支援

（７）その他被災者に対する支援活動

（事前登録）

第4条　府は、災害発生時のボランティア活動が円滑に行えるよう、平時から府域でのボランティア活動が可能な個人及び団体の事前登録を受け付ける。

2　事前登録手続については、「災害時におけるボランティア活動登録カード」（様式1）に必要事項を記入し、窓口である大阪府政策企画部危機管理室に登録の申し込みを行わなければならない。

3　府は、前項の申込みがあった場合は事前登録手続を行い、「登録済証」（様式2）を当該個人及び団体に交付するとともに、当該個人及び団体の登録情報を府社協へ提供する。

（発災後の登録）

第5条　第2条１項に規定する府の要請以降、前条の事前登録を行っていない団体及び個人が被災地等にお

　　いてボランティア活動を行おうとする場合、府の要請を受けた府社協が定める災害ボランティア受付票

を使用し府社協に登録の申し込みができるものとする。

2　前項の登録については、府社協のセンター以外に市町村社協災害ボランティアセンター（以下、「市町村　センター」という。）への登録の申し込みもできるものとする。

（登録事項の変更届等）

第6条　事前登録を行った個人及び団体は、その登録事項に変更があったとき（但し、軽微なものは除く。）は、「登録ボランティアの変更届」（様式3）を府に提出しなければならない。

また、登録の廃止を希望するときには、「登録ボランティアの廃止届」（様式4）を府に提出しなければならない。

2　府は前項の届出があった場合は、変更等の手続を行い、届出内容を府社協へ提供する。

（提供するボランティア情報の内容）

第7条　事前登録を行った個人及び団体にセンターから提供するボランティア情報は、次の情報とする。

（１）ボランティアを必要としている市町村名及び連絡先

（２）活動場所

（３）活動内容

（４）その他の情報

（研修・講習会の実施等）

第8条　府は、府社協、日本赤十字社大阪府支部等と連携して、災害時におけるボランティアコーディネーターの育成を図るための研修・講習会を実施するとともに、府内のボランティア・市民活動に関わる中間支援組織、関係団体等との良好な関係の維持と協力体制の確立に努める。

2　府は、事前登録を行った個人及び団体を対象に、府や市町村が実施する防災訓練への積極的な参加を促進する。

（保険への加入及び事故報告）

第9条　府は、センターおよび市町村センターにおいて登録したボランティアの活動中の事故に備え、災害発生後のボランティア活動開始時までに、活動参加者をボランティア保険に加入させることとし、その保険料を負担できるものとする。

2　保険に加入したボランティアが、ボランティア活動中に事故で損害を被ったときは、個人または団体の場合にあっては当該団体の代表者が、府社協の定めるボランティア活動保険事故報告書兼証明書により報告する。

（ボランティア活動に係る報酬等）

第10条　府は、ボランティア活動に対し、報酬及び費用弁償等を支給しない。

（損害賠償）

第11条　府は、ボランティア活動中の事故等による損害に対し一切賠償の責めを負わないものとする。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、「災害時におけるボランティア活動支援制度」の運用に関し必要な

事項は別に定める。

〈附則〉

この要綱は、平成9年3月31日から施行する。

（改正）平成15年12月19日

（改正）平成28年3月31日

（改正）令和6年6月20日